

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員 小柴 昭彦

同

笹川 信子



1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

総務課、業務課

3 監査の範囲

平成28年10月から平成29年9月までの財務事務及び事務事業の執行

4 監査の実施期間

平成29年9月8日から平成29年11月24日まで

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係帳簿類の調査を行うとともに、必要に応じ、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の対象課主管の財務に関する事務及び事務事業の執行は、適正に処理されていると認められた。